

1. 事業概要

【国立公園における科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進事業】(拡大)

国立公園4地域(予定)

国立・国定公園内において近年深刻化している外来種による生態系への被害を未然に防止するには、放出規制といった従来からの行為規制の手法のみでは難しいことから、国立・国定公園内の生物多様性を保全し、生態系の維持回復のための総合的な取り組みを推進する制度として「生態系維持回復事業」を導入する自然公園法の改正が行われた。

これを受け、本事業においては、例えば里地等人の影響下において生息する希少種の保全のため、人為的な生息地管理を実施することや本来の生育地以外から侵入した動植物種(地域外来種)により悪影響を受けている生態系の保全のためにこれらの駆除を実施すること等、国立・国定公園内の生物多様性の保全のため必要な対策を生態系維持回復事業として推進するものである。

【「那須の森(仮称)」生物多様性モニタリング事業】(新規)

宮内庁から環境省に移管された「那須御用邸」の一部について、国民に園地として開放するにあたり、利用による生物多様性への影響をモニタリングし、科学的データに基づく効果的な管理運営に資するものである。(平成23年度に予定される供用開始以前においては、モニタリング計画の策定との前提となる、利用のない状況でのデータ収集とモニタリング計画の策定を行う。)

2. 事業計画

	(年度)					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
順応的な生態系管理推進費(拡大)	基本方針の策定	● 計画策定 実証試験 合意形成	● 順応的対策 モニタリング			
那須の森モニタリング事業(新規)		● モニタ計画策定	● 事前モニタリング	● モニタリング	● モニタリング	● モニタリング

注: 順応的な生態系管理推進費(拡大)のH22からH26まで、H23からH26まで、順応的対策モニタリングが実施される。また、H23からH26まで、事前モニタリングが実施される。H24からH26まで、モニタリングが実施される。H25からH26まで、モニタリングが実施される。H26まで、モニタリングが実施される。

3. 施策の効果

生物多様性の保全を適切に行うため、保全等の対策を必要とする希少種や地域外来種の調査結果等を踏まえ、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じることにより、希少種や健全な生態系の保全が図られる。

また、那須の森(仮称)、尾瀬等については、利用による影響をいち早く察知し、速やかな保全対策が可能となる。

国立公園内生物多様性保全対策費

外来種の排除や生息環境の改善を図る総合的対策が急務

希少種の生息地等保全

草刈りなどの人為的な管理がなくなったため、生息環境が悪化
生息・生育地の保全管理が急務

地域外来種対策

高山植物群落や自然草原などの地域固有の生態系が悪影響を受けている。

地域住民と協力して活動を実施しているが、抜本的な対策に至っていない。



知床国立公園アメリカオニアザミ: 知床岬の草原に高密度で生育し、在来種の生育を妨げている。



白山国立公園コマクサ: 人為的な持ち込みにより、本来生育していない地域で繁殖し、在来種に影響を与えている。

阿寒国立公園ティラピア: オンネトー湯の滝に異常繁殖。



国立公園内の貴重な生態系の危機



オオウラギンヒョウモン: 草原の管理がなくなり生息環境が悪化し、個体数が減少

生息地の管理作業: 草刈りによって生息地の草原を維持する。

